

若年層を重点的に月例給平均 0.96%、ボーナス 0.10 月分引き上げ！！

——2023 年人事院勧告——

2023 年春闘における賃上げ率は、約 30 年ぶりに高水準となり、熊本県の最低賃金は国の中央最低賃金審議会が示した目安額 39 円を上回る 45 円(898 円)が示されましたが、この間の物価上昇には追い付かず生活改善とは言えません。

人事院は 8 月 7 日、国会と内閣に対し国家公務員の給与改定を勧告しました。月例給は平均 0.96%・ボーナスは 0.10 月分（再任用職員は 0.05 月分）ともに引き上げられ、俸給表は、昨年と同様に若年層に重点を置きつつも全体を引き上げています。また、より柔軟な働き方の推進、人材確保、キャリア形成・学びの促進、働き方やライフスタイルの多様化への対応など Well-being(生活満足度)実現の環境整備が講じられます。給与制度のアップデートでは、在宅勤務手当の新設、不合理な賃金格差の是正、非常勤職員制度の検討が報告されました。

法人化後、人事院勧告が熊大の給与決定に影響を与えてきたことから、このニュースでは、勧告の主な内容を紹介します。なお、組合員の皆様には勧告の詳細な内容と分析を掲載する『国公労新聞』（2023 年人事院勧告特集号）をお届けします。

労働者の労働条件を改善するためには組合員の団結力が何よりも必要です。現在、組合に加入されていない皆様も、この機会にぜひご加入いただき、働きやすい職場への改善を使用者に求めていきましょう。組合加入等のお問合せは、本ニュース末尾に記載する組合事務所の連絡先に、電話かメールでご連絡ください。

給与勧告の骨子

- **本年の給与勧告のポイント ～過去 5 年の平均と比べ、約 10 倍のベースアップ～**
- ① **民間給与との較差：3,869 円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒：約 8%[12,000 円]、大卒：約 6%[11,000 円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定**
 - ② **ボーナスを 0.10 月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等に配分**
 - ③ **テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額：3,000 円]**

給与改定の内容と考え方 [実施時期：2023 年 4 月 1 日（ボーナスは、法律の公布日）]

〈月例給〉民間給与との較差(3,869 円)を解消するため、俸給表を引上げ改定

[内訳：俸給 3,431 円 はね返し分(※) 438 円] ※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ

◇ 一般職試験（高卒者）7.8%[12,000 円] ◇ 一般職試験（大卒程度）5.9%[11,000 円]

◇ 総合職試験（大卒程度）5.8%[11,000 円]

- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定（平均改定率：全体 1.1%[1 級 5.2%、2 級 2.8%、3 級 1.0%、4 級 0.4%、5 級以上 0.3%]

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10 級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間 4.40 月分→4.50 月分（+0.10 月分）

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等に配分（一般の職員の場合の支給月数）

		6 月期	12 月期
2023 年度	期末手当	1.20 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.20 月）
	勤勉手当	1.00 月（支給済み）	1.05 月（現行 1.00 月）
2024 年度	期末手当	1.225 月	1.225 月
	以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

〈その他〉


- ・ 初任給調整手当：医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当：指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

〈手当の概要〉

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して 1 箇月当たり 10 日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額 3,000 円
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

	熊本大学教職員組合	
	No. 4 2023. 8. 17	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/